

老報



ちはやあかさか

人の動き

世帯数および人口

(昭和44年9月1日現在)

世帯数	1,102戸
人口	5,182人
男	2,532人
女	2,650人

発行所 千早赤阪村役場 TEL (07217) ② 代 0081

印刷 富田林市 東野印刷所



暑さ寒さも彼岸まで…秋分の日から中秋の名月、9月も終りに近づき、心よい涼風の季節となりました。

スポーツの秋、味覚の秋、みかんも日を追って色づいてきます。農家にとっても一年間の苦勞が実る快適な秋を満喫しましょう。

交通安全スローガン

- ◆万国博世界に示そう正しい交通
- ◆急停車されてもよい距離よい速度
- ◆親がまず手本を示そう正しい横断
- ◆みんなで歩いているときも一人一人がよく注意

農繁期が近づいています、家を出るときは、戸締りを忘れずに、隣近所で防犯を

◎印は会長◎印は会長代理
◎大橋 弥一 東条 進一

仲野成一(千早農協推せん)
竹田貞次(農業共済)
清井義雄(議会)

新しい農業委員 きまる

去る七月十九日、任期満了となった千早赤阪村農業委員会委員一般選挙の結果無投票で十三名の委員と推せん委員四名が選出されました。

○武部 実信 加藤 政雄
森本 義男 井上 一夫
中岡 秀雄 南 正市
谷口 義雄 東 安治
矢倉 辰雄 高塚弥寿男
田中 良照(以上選挙された委員)
大橋 啓三

長い歳月、村を愛し、村を育てていただいたおとしより長寿おめでとうございました。また、七十五才以上のおとしより一五〇名の方々に、それぞれ記念品と写真をお送りして長寿をお祝い申し上げます。

長寿おめでとう

交通安全思想の徹底を

土地税制の改正について

(必要経費)
 $(940万円 - 100万円) \times 10\%$
 (特別控除) (税率)
 = 84万円
 (税額)
 (2) 長期所得の収用の場合 (収用金額 1,800万円)
 $[(1800万円 - 907万円) - (収用) 価額 (取得費 5\%)]$
 $1200万円 \times 10\% = 51万円$
 (特別控除) (税率) (税額)
 その他
 以上改正要点を申しました
 が本年度に限り譲渡所得
 においては改正前、又は改
 正後のいずれか一方を選択
 できます。
 納税者においては有利な
 方法で申告されるようおす

もの、但し昭和四十四年四月七日現在三年以上のものも含む

(ロ)短期譲渡所得
五年以下所有していたもの又は昭和四十四年一月一日以後に取得したもの

以上の区分により長期および短期に区分されて課税されます。

代替資産の取得が廃止された

一般の譲渡の場合、一定期間内に代替地を買換えた場合の特例は廃止されます。但し、資産が収用等にされた場合、および事業用の資産を譲渡した場合のみ買換が適用されます。この場合特別控除が受けられません

特別控除及び計算例

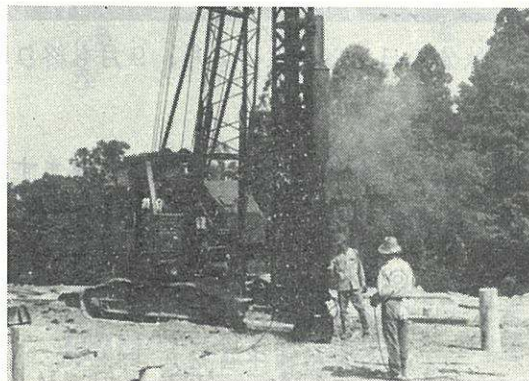
(1)長期譲渡所得の一般の場合
(譲渡価格一〇〇〇万円)
1,000万円ー(50万円+10万円)=940万円
(譲渡価格)(取得費5%)

毎々村税に関しましては格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げますつきましては、今月末が固定資産税第三期の納期になっておりますからぜひ納税下さるようお願いいたします

なお、未納分につきましても当日お忘れなく納税下さい。

と　こ　ろ	日　時
森屋青年会場	9月30日午前 9時～午後4時
桐山金泉寺	9月29日午前 9時～12時
二河原辺集会所	〃
水分神社々務所	〃 1時～4時
川野辺集会所	〃

千早地区	
吉年集会所	9月29日午前 9時～12時
小吹集会所	〃
中津原集会所	〃 1時～4時
下東阪集会所	〃
上東阪集会所	9月30日午前 9時～12時
千早農協出張所	〃 午前9時 ～4時



みかん共同貯蔵庫の基礎工事

灌水兼用施設（七ヘクタール）六
七〇万円、
農道（延長
二一七米）
一二二万四
千円を完成
本年度みか
本共同貯蔵
所一棟三七
六・五平方
米（約一一
四坪）室数
二〇室、一
室貯蔵量四
・二トンを
すでに八月

すめいたします。
譲渡所得等の申告につい
て、不審な点がありました
ら毎月五日、十五日、二十
五日の税の相談日に税務署
へ、又は役場税務課までお
気軽におこし下さい。

水分地区において昭和四
十一年度に農業振興重点地
区指定を受け、四十二年

みかん共同貯蔵所
新築工事はじまる

農業振興事業

初旬着工、十一月完成予定
総工事費一、二三五〇、〇〇〇円、組合員十五名、補助率いづれも六割、（用地は対象外）水分地区においては本事業は今年で完了致しますが、他地区においてこの事業を希望される団体がありましたら、役場経済課まで出来得る限り早くお申込み下さい。詳細の問い合わせても役場経済課まで。

引揚者特別交付
金の請求期日

外地に昭和二十年八月九日まで引き続き一年以上生活の本拠を有しておられ、終戦によつて本邦に引揚された方に、特別交付金が支給されておりますが、いまだ、この請求書を提出されていない方は、昭和四十五年三月三十一日限りで失期となりますから、該当者は至急役場民生係まで申出て下さい。

国民年金

改正法案について

国民年金制度ができてから、今年でちょうど十年目の保険料を納め、同じ額の年金を受ける仕組みで、三百万人の国民年金受給者と二百万人の加入者をかかえる日本一大きな年金制度として成長してきました。国民年金は去る昭和四十一年の大改正で「夫婦で一万円」に引き上げられましたが、さらに今年度は国民年金の引上げをはじめ、提出制老令年金額を「夫婦で二万円」にするなど、そのほかにも数多くの改善を盛りこんだ改正法案が、次期国会に提出されて審議されます。その内容について説明します。

▽年金額の引き上げ

老令年金

提出制の老令年金の額の計算は、現在二〇〇円×保険料納付月数であったものが、三二〇円×保険料納付月数と改正されます。この結果、二十五年間保険料を納めた場合は、六万六千円（月額八千円）から九万六千円（月額八千円）に引き上げられ、四十年納付の場合は、九万六千円（月額八千円）から十五万三千二百円（月額一万二千八百円）に引き上げられます。所得比例の導入で「夫婦で二万円」に国民年金はいままで所得者十年間の保険料を完納して有利な老令年金を洩れなく受けられますようおすめたいと思います。

（妻）

三二〇円×（二月）×二五〇〇〇円
一八〇円×（二月）×二五〇〇〇円
二五〇〇〇円

（夫）

三二〇円×（二月）×二五〇〇〇円
一八〇円×（二月）×二五〇〇〇円
二五〇〇〇円

二級障害年金の額は、老令年金の二倍、月額五万四千円から八万四千円に引き上げ、一級障害年金は二級障害年金の二倍、月額一十一万五千円（現行六万六千円）に引き上げられます。

母子年金

母子年金、準母子年金

子どもが一人の場合は、月額七千六百円（現行四千六百円）に、子ども二人の場合は八千円（現行五千円）に引き上げられます。

遺児年金

遺児年金

今回の改正で遺児年金の額も母子年金並みに引き上げられ、遺児が一人の場合月額七千六百円（現行二千五百円）に、二人の場合八千円（現行五千円）に引き上げられます。

死亡一時金

死亡一時金

加入者が年金を受けないで死亡したときは、遺族に一時金が支払われます。現行では納付期間三年以上五年未満は五千円、五年以上十年未満は七千円となっていたのを三年以上十年未満のものを七千円に引き上げられます。

高令者の任意加入の再開

高令者の任意加入

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた人で、国民年金に任意加入した人（母子、準母子、福祉年金（子ども一人の場合））は、六十歳から十年年金が支給されることになっています。この加入の申出は昭和

▽福祉年金の改正

福祉年金の改正

昭和四十四年十月から次のように引き上げられます。老令福祉年金 月千八百円（現行千七百円）
障害福祉年金 月千九百円（現行千七百円）
母子、準母子福祉年金（子ども一人の場合） 月二千四百円（現行二千二百円）

▽保険料について

保険料について

年金額を上げるためには、これをまかなう保険料の引上げを要しますが、被保険者の急激な負担増をさけるため、昭和四十五年七月から四百五十円、昭和四十七年七月から五百五十円に引き上げられることになりました。なお、これまでの年金による二本立保険料額は廃止されます。

和三十六年三月三十一日で締切られ、それ以後は受け付けられなかったのですが、当時加入の機会を逃がした人に対して再び加入の途を開き、できるだけ多くの人が提出年金を受けられるよう配慮されていますので、ぜひこの機会に役場または地区国民年金委員さんに相談ください。

△受給制限の緩和

受給制限の緩和

△受給制限の緩和
受給制限本人の所得の限度額が二十八万四千から三十万四千に引き上げられ、子、孫等を扶養している場合の加算額が七万四千から八万四千になります。

△配偶者扶養義務者の所得限度額も扶養親族五人の場合で百五十万五千円から百九十九万二千五百円に引き上げられます。

△配偶者扶養義務者の所得

△配偶者扶養義務者の所得
限度額も扶養親族五人の場合で百五十万五千円から百九十九万二千五百円に引き上げられます。

△夫婦がともに老令福祉年金を受ける場合、三千円づつ控除されていますが、十月から控除されなくなります。

△夫婦がともに老令福祉

国民年金委員

国民年金委員

国民年金委員
本村国民年金委員は去る七月三十日付をもって大阪府知事より委嘱されました。国民年金（福祉年金）について気軽に相談ください。

△滞納保険料についての特例

滞納保険料についての特例

△滞納保険料についての特例
過去の保険料を滞納したために、今後の保険料を納めても老令年金に結びつかない人を救済するため、昭和四十五年七月一日から、二年間に限り、時効にかかっている滞納期間の保険料を納めることができるようになります。ただしその場合の保険料は一ヶ月につき四百五十円です。

△国民健康保険制度とあらまし

国民健康保険制度とあらまし

△国民健康保険制度とあらまし
国民健康保険（国保）は会社、官公庁等他の社会保険に加入することのできない人が、病気やけがなどで経済的負担にまみれたとき、お互いに助け合い困難を分かちあうため、平素から保険料を出し合い、医療費の負担を軽くするために国も医療費の四割を出して、助け合うという制度です。

国保未加入のみなさんへ

国保未加入のみなさんへ

国保未加入のみなさんへ
加入者には、その受けられる率および金額は次のとおりです。例えば病気をしてお医者さんに診てもらった場合、世帯主、家族を問わず三割の医療費だけを支払えばよいわけです。残額七割は保険から支払われます。その他被保険者が、お産をされた時は二、〇〇〇円の助産費が支給されます。また、被保険者が死亡されたときにも二、〇〇〇円の葬祭費が支給されます。

△受給制限の緩和
受給制限本人の所得の限度額が二十八万四千から三十万四千に引き上げられ、子、孫等を扶養している場合の加算額が七万四千から八万四千になります。

△配偶者扶養義務者の所得限度額も扶養親族五人の場合で百五十万五千円から百九十九万二千五百円に引き上げられます。

△配偶者扶養義務者の所得

△配偶者扶養義務者の所得
限度額も扶養親族五人の場合で百五十万五千円から百九十九万二千五百円に引き上げられます。

△夫婦がともに老令福祉年金を受ける場合、三千円づつ控除されていますが、十月から控除されなくなります。

△夫婦がともに老令福祉

△夫婦がともに老令福祉年金を受ける場合、三千円づつ控除されていますが、十月から控除されなくなります。

国民年金委員

国民年金委員

国民年金委員
本村国民年金委員は去る七月三十日付をもって大阪府知事より委嘱されました。国民年金（福祉年金）について気軽に相談ください。

△滞納保険料についての特例

滞納保険料についての特例

△滞納保険料についての特例
過去の保険料を滞納したために、今後の保険料を納めても老令年金に結びつかない人を救済するため、昭和四十五年七月一日から、二年間に限り、時効にかかっている滞納期間の保険料を納めることができるようになります。ただしその場合の保険料は一ヶ月につき四百五十円です。

△国民健康保険制度とあらまし

国民健康保険制度とあらまし

△国民健康保険制度とあらまし
国民健康保険（国保）は会社、官公庁等他の社会保険に加入することのできない人が、病気やけがなどで経済的負担にまみれたとき、お互いに助け合い困難を分かちあうため、平素から保険料を出し合い、医療費の負担を軽くするために国も医療費の四割を出して、助け合うという制度です。

国保未加入のみなさんへ

国保未加入のみなさんへ

国保未加入のみなさんへ
加入者には、その受けられる率および金額は次のとおりです。例えば病気をしてお医者さんに診てもらった場合、世帯主、家族を問わず三割の医療費だけを支払えばよいわけです。残額七割は保険から支払われます。その他被保険者が、お産をされた時は二、〇〇〇円の助産費が支給されます。また、被保険者が死亡されたときにも二、〇〇〇円の葬祭費が支給されます。

△受給制限の緩和
受給制限本人の所得の限度額が二十八万四千から三十万四千に引き上げられ、子、孫等を扶養している場合の加算額が七万四千から八万四千になります。

△配偶者扶養義務者の所得限度額も扶養親族五人の場合で百五十万五千円から百九十九万二千五百円に引き上げられます。

△配偶者扶養義務者の所得

△配偶者扶養義務者の所得
限度額も扶養親族五人の場合で百五十万五千円から百九十九万二千五百円に引き上げられます。

△夫婦がともに老令福祉年金を受ける場合、三千円づつ控除されていますが、十月から控除されなくなります。

△夫婦がともに老令福祉

△夫婦がともに老令福祉年金を受ける場合、三千円づつ控除されていますが、十月から控除されなくなります。

国民年金委員

国民年金委員

国民年金委員
本村国民年金委員は去る七月三十日付をもって大阪府知事より委嘱されました。国民年金（福祉年金）について気軽に相談ください。

△滞納保険料についての特例

滞納保険料についての特例

△滞納保険料についての特例
過去の保険料を滞納したために、今後の保険料を納めても老令年金に結びつかない人を救済するため、昭和四十五年七月一日から、二年間に限り、時効にかかっている滞納期間の保険料を納めることができるようになります。ただしその場合の保険料は一ヶ月につき四百五十円です。

△国民健康保険制度とあらまし

国民健康保険制度とあらまし

△国民健康保険制度とあらまし
国民健康保険（国保）は会社、官公庁等他の社会保険に加入することのできない人が、病気やけがなどで経済的負担にまみれたとき、お互いに助け合い困難を分かちあうため、平素から保険料を出し合い、医療費の負担を軽くするために国も医療費の四割を出して、助け合うという制度です。

国保未加入のみなさんへ

国保未加入のみなさんへ

国保未加入のみなさんへ
加入者には、その受けられる率および金額は次のとおりです。例えば病気をしてお医者さんに診てもらった場合、世帯主、家族を問わず三割の医療費だけを支払えばよいわけです。残額七割は保険から支払われます。その他被保険者が、お産をされた時は二、〇〇〇円の助産費が支給されます。また、被保険者が死亡されたときにも二、〇〇〇円の葬祭費が支給されます。

△受給制限の緩和
受給制限本人の所得の限度額が二十八万四千から三十万四千に引き上げられ、子、孫等を扶養している場合の加算額が七万四千から八万四千になります。

△配偶者扶養義務者の所得限度額も扶養親族五人の場合で百五十万五千円から百九十九万二千五百円に引き上げられます。

△配偶者扶養義務者の所得

△配偶者扶養義務者の所得
限度額も扶養親族五人の場合で百五十万五千円から百九十九万二千五百円に引き上げられます。

△夫婦がともに老令福祉年金を受ける場合、三千円づつ控除されていますが、十月から控除されなくなります。

△夫婦がともに老令福祉

△夫婦がともに老令福祉年金を受ける場合、三千円づつ控除されていますが、十月から控除されなくなります。

国民年金委員

国民年金委員

国民年金委員
本村国民年金委員は去る七月三十日付をもって大阪府知事より委嘱されました。国民年金（福祉年金）について気軽に相談ください。

△滞納保険料についての特例

滞納保険料についての特例

△滞納保険料についての特例
過去の保険料を滞納したために、今後の保険料を納めても老令年金に結びつかない人を救済するため、昭和四十五年七月一日から、二年間に限り、時効にかかっている滞納期間の保険料を納めることができるようになります。ただしその場合の保険料は一ヶ月につき四百五十円です。

△国民健康保険制度とあらまし

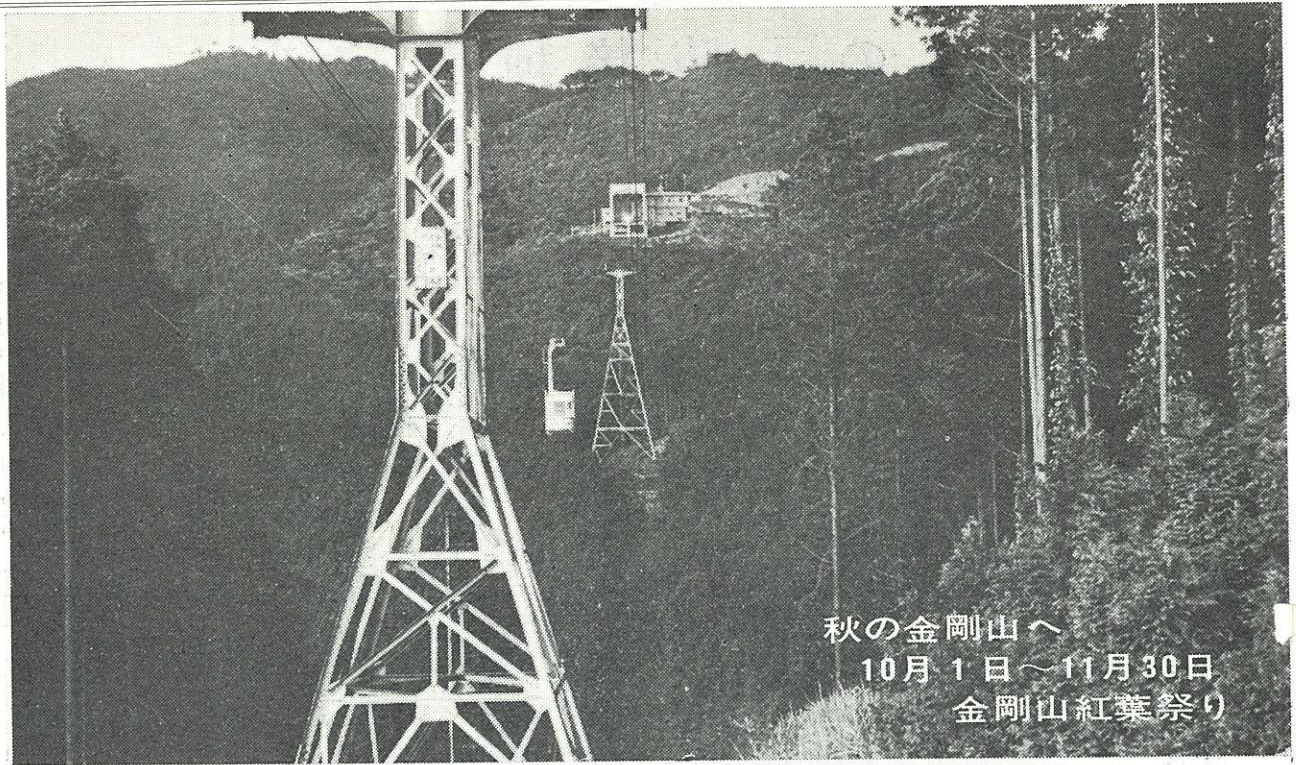
国民健康保険制度とあらまし

△国民健康保険制度とあらまし
国民健康保険（国保）は会社、官公庁等他の社会保険に加入することのできない人が、病気やけがなどで経済的負担にまみれたとき、お互いに助け合い困難を分かちあうため、平素から保険料を出し合い、医療費の負担を軽くするために国も医療費の四割を出して、助け合うという制度です。

国保未加入のみなさんへ

国保未加入のみなさんへ

国保未加入のみなさんへ
加入者には、その受けられる率および金額は次のとおりです。例えば病気をしてお医者さんに診てもらった場合、世帯主、家族を問わず三割の医療費だけを支払えばよいわけです。残額七割は保険から支払われます。その他被保険者が、お産をされた時は二、〇〇〇円の助産費が支給されます。また、被保険者が死亡されたときにも二、〇〇〇円の葬祭費が支給されます。



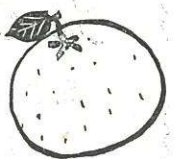
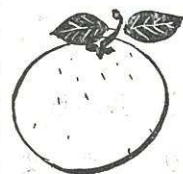
秋の金剛山へ
10月1日～11月30日
金剛山紅葉祭り

期間中の主な行事

期 間 中	写真コンテスト 題 「秋の金剛山」
10月10日 ～11月30日	みかんのつかみどり 毎日先着 300 名
10月5日(日)	味覚の秋 くり拾い、きのこがり
10月10日(祭)	山頂1周早まわり競走 マスのつかみどり (千早川)
10月12日(日)	マンガ教室予定 宝さがし
10月19日(日)	味自慢 野外料理試食会
10月26日(日)	かき、みかんのつかみどり
11月2日(日)	特産品即売会
11月3日(日)	野外教室(植物採集) 落葉集め ドライフラワー予定
11月30日(日)	金剛力餅(餅つき大会)



千早赤阪村
職員採用
職種
索道企業職員
採用人員
男、女 若干名
◇申込期日
昭和四十四年十月
十五日
◇採用面接予定日
十月二十日申込者
に通知
◇採用条件
満二十五才までの
男、女 中卒また
は高校卒業業者
◇申込み
自筆履歴書持参の
上役場総務課へ申
込んでください



今年 の 予 防 接 種 予 定 表

昭和44年度の予防接種は、下記のとおり予定しておりますのでお知らせ致します。

- ▷ 該当者以外の方で昨年受けなかった方は受けて下さい。
- ▷ 一部変更する場合がありますがその時はご通知致します。

月 日	時 間	場 所	接 種 名	該 当 者	費 用
9. 22(月)	P 2.00~2.30 P 3.00~3.30 P 4.00~4.30	赤阪小学校 千早小学校 多聞小学校	ジフテリア	小学校6年生、幼稚園児	無 料
9. 29(月)	P 2.00~3.00	中 学 校	インフルエンザ	中 学 生	70円
10. 1(水)	P 2.00~2.30 P 3.00~3.30 P 4.00~4.30	奥千早診療所 千早公民館 役 場	生ワクチン投与	昭和43年7月1日生~昭和44年6月30日生	無 料
10. 6(月)	P 2.00~3.00	中 学 校	インフルエンザ	中 学 生	70円
10. 7(火)	P 1.30~3.00	赤 坂 小 学 校	赤ちゃん会	1年6ヶ月未満の幼児	無 料
10. 8(水)	P 1.30~3.00	千早公民館	同上	同上	同上
10. 9(木)	P 1.30~3.00	奥千早診療所	同上	同上	同上
10. 13(月)	P 2.00~3.00	赤阪小学校	インフルエンザ	幼稚園児、小学生、一般	一般100円 小(幼)学生70円
10. 20(月)	P 2.00~3.00	同上	同上	同上	同上
10. 29(水)	P 2.00~2.30 P 3.00~3.30 P 4.00~4.30	赤阪小学校 千早公民館 奥千早診療所	種 痘	昭和43年8月1日生~昭和44年7月31日生	無 料
10. 30(木)	P 2.00~3.00	千早小学校	インフルエンザ	幼稚園児、小学生、一般	一般100円 小(幼)学生70円
11. 5(水)	P 2.00~2.30 P 3.00~3.30 P 4.00~4.30	赤阪小学校 千早公民館 奥千早診療所	種痘判定	昭和43年8月1日生~昭和44年7月31日生	無 料
11. 6(木)	P 2.00~3.00	千早小学校	インフルエンザ	幼稚園児、小学生、一般	一般100円 小(幼)学生70円
11. 10(月)	P 2.00~3.00	千早公民館	ジフテリア百日咳破傷風	昭和42年8月1日生~昭和44年7月31日生	無 料
11. 11(月)	P 3.30~4.00	奥千早診療所	同上	同上	同上
11. 12(水)	P 2.00~3.00	赤阪小学校	同上	同上	同上
11. 13(木)	P 2.00~3.00	多聞小学校	インフルエンザ	幼稚園児、小学生、一般	一般100円 小(幼)学生70円
11. 20(木)	P 2.00~3.00	同上	同上	同上	同上
12. 3(水)	P 2.00~2.30 P 3.00~3.30 P 4.00~4.30	赤阪小学校 千早公民館 奥千早診療所	ジフテリア、百日咳 破傷風	昭和43年8月1日生~昭和44年7月31日生	無 料
12. 11(木)	P 2.00~2.30 P 3.00~3.30 P 4.00~4.30	赤阪小学校 千早小学校 多聞小学校	種 痘	小学校6年生、幼稚園児	無 料
12. 18(木)	P 2.00~2.30 P 3.00~3.30 P 4.00~4.30	赤阪小学校 千早小学校 多聞小学校	種痘判定	同 上	無 料
12. 24(水)	P 2.00~2.30 P 3.00~3.30 P 4.00~4.30	赤阪小学校 千早公民館 奥千早診療所	ジフテリア、百日咳 破傷風	昭和43年8月1日生~昭和44年7月31日生	無 料

一般の方で流行性感冒（インフルエンザ）の予防接種を希望の方は（10月13日赤阪、10月30日千早、11月13日多聞）小学校へお越し下さい。

料金は2回で15才以上200円、満2才以上~15才未満の方は140円です。

この予防注射は2回法ですので必ず2回受けて下さい。

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

▽加害者が医療費負担
交通事故によるケガの医療費は本来、加害者が全部弁償して負担すべきものです。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合

火 の 用 心

留守のとき、戸締り

火締り もう一度

交通事故にあつたら 国民健康保険係に届け出を

▽医師の診療を受けるときに、国民健康保険を使って自動車事故で医師の診療を受けるときは、医療機関の窓口では「保険ではかかれぬ」といわれる場合がある。それは自動車事故の場合の医療費は加害者が支払うものだから、まだ自動車損害賠償責任保険（自賠保）があるからという考え方があつたためです。「保険は使えない」といわれて自費で治療すると大へんです。

交通事故でケガをして、国保で治療を受けられるときは、必ずすぐに国民健康保険係に届け出たください。なほなりません。

△その他、からだの調子の悪い人
◎予防接種後の注意
▽入浴や飲酒はやめること
▽接種後はげいし動作をさけること
▽軽度の発熱および発赤をみる場合があります。
▽万一熱が高いと考えられたら最寄の医師にご相談ください。

多聞小学校

この集会室は、屋内体育館を兼ね、又いままで、たびたび災害を受けた千早地区の防災上の避難所としても、かねてより地区住民からその建設が強く要望されていきました。

ふるって参加を

ことしもスポーツの秋が参りました。

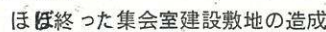
明るい社会の発展は健全な家庭から始まります。スポーツにしたいし健康な明るい心の持主こそ、社会から要求される人です。みんなスポーツにしたいしみましよう。

◆とき 十月十二日(日)
午前八時半より

◆ところ 千早赤阪村立中

学校校庭
◆参加資格者

千早赤阪村に在住もしくは在勤の方は、各部落参加希望の方は、各部落区長または所属団体の長までなるべく早い目に申込んで下さい。



いることにか
んがみ、米穀
の品質問題の
前進を図るな
ど、自由の長
所をあわせ、
実現するため
に食糧管理の
立場から必要
な規制のもと
に需要に対応
した米穀の政
府を通じない
流通のみちを
開くものとす
る。

したがって自主流通とは
食管法上非合法的なヤミ米の
流通ではなく、食管法にも
とづき政府が公認した制度

概算払 政府より一俵につき千円
の概算払金が支払われて
いるが自主流通米は農協
の原資で同額支払われる
をしましう。

柄検査を行ない、規格に適合したものについて品種名が記載され、(自)の印が押印されるその他については、政府へ売渡す米穀についての従前の取り扱いと同様である。

主流通計画をつくり、この計画について農林大臣の承認をうけ、これにしたがう政府の定めた販売先に対して販売することになります。

以上によると生産者がとる手続きに関しては、政府

販売業者および、実需者から自主流通の注文をとりまとめ、生産者が予約申込みしたものの中から、注文にあうものを選び出して自主流通米については銘検査

◎ 価格

政府買入価格より等級を問わず、一俵につき二百円高。

政府より委託を受けた全販連は、政府の指定する卸売流通経路

ここに政府の売渡しと自流通の違いについて述へておきます。

政府売渡し（生産者－農協）

あります。

近年経済高度成長に伴い、地区の農業委員
または農業委員会事務局と
ご相談下さって至急申請の
活用されています。

干旱地区简易水道改良工事实施

千早地区簡易水道は、たび富田林保健所初め関係昭和二十七年四月一日に官庁のご指導と住民各位の認可され、以後今日までご協力により、全面的に改良、増補工事を施行するが、その水源の水質はとになりました。

大変きれいなものですが、この工事の完了にとまな
雨が降りますと取水口に いメーターを設置しまして
土砂が流入し、ともすれ 他九地区同様水道事業の施
ば濁ったり、断水したり 設の充実を計り、住民の要
して住民各位には大 望におこたえする所存で
変ご迷惑をおかけしてき ますので、何卒各位の
ました。 ご協力をお願い申し上げます。

村当局としまして、このような現状からこの

財源内訳
起債

一五〇〇万円
補助金その他

工事概要 四〇〇万円

取水堤せき 二ヶ所
導水管および配水管

七五 π/m 一二五 π/m
延長二・二〇〇米

自動濾過機 一基(一日
濾過能力 三〇〇立方

米) 沈瀾池 一池(容量七八·九立方米)配水

池一池容量(五五立方
米) 附属工事 敷地造

衛生婦人

大阪府衛生
婦人奉仕会、
千早赤阪支
部は昭和四
十四年度の
新役員と事
業計画を
決定しました
昭和四十四
年度の事業
計画は
(1)結核並び
に成人病予
防対策として
総合検診、
住民検診、
受診率の向
上および知
識の普及に
つめる。
(2)乳幼児指
導について
検診する
育児相談な
どに奨励す
る。
(3)環境衛生
対策を強化
し、清潔な
家庭と健康
な明るくい
生活環境づ
くりを実践
する。
◎新役員は
つぎのとおり
です。
会長 内田あ
き子(森屋)
副会長 尾花
栄子(中津
原)
中谷 艶(森
屋)
道端 園子
(桐山)
北野よし
み(川野辺)

○年間重点目標
健全な家庭とよい社会環境をつくる
青少年活動を促進しよう
子どもを事故から守ろう

毎月5日は
少年を守る日

手続きをして下さい。

今後転用される場合は、一カ月前に農業委員会へ申請書を提出下さい。尚、つぎに掲げる場合は無断転用になりません。

(1) 農家が農業を行うのに必要な農業施設、養畜の必要のため、農地（二ア）未満のものに限る）を交換する場合は無断転用になりません。この場合も農業委員会の転用証明を添えて、早急に登記所へ交換の手続きをして下さい。

史話と伝説

地名考(四)「水越」

「青柳のかつらぎ山に立つ雲の 立てもいても妹をしそもう」

と万葉集に詠まれている葛城山は、古代には大和、河内の国境を南北に走る金剛山地一帯を総称したものであり、このうろわしい山麓に居を占めたわが郷土の人々は心のふるさとを、いつの世にもこの天地に見出すとしたのであります。

朝な夕なに仰ぎ見る金剛葛城の山なみの一つ一つには永い間の歴史があり、私たちの生活と深く結ばれてきました。時には信仰の対象となり、或は文学に謳われ私達ふさとの人々の心をはぐくんできたのであります。

そして一面この深山幽谷の大自然の静寂さは過去の喜怒哀楽や現在のスモッグと喧噪の社会を浄化し暖味模糊の彼方に昇華してしまふかに見えるのであります。しかしながら金剛、葛城両山をふりわけ連絡している水越峠の二軒にわたる桜並木は春ともなれば爛漫として咲き誇っていますが、その美しい花かげには過ぐる南北朝戦乱の悲歌と元禄水論を頂点とする郷土先人の血と涙の金剛、葛城山治水史が秘められているのであります。

南北朝史は軍書にまた人

口に膾炙されているので、から大和側へ切り落される水を行者の水と唱え、役行水を行って導入れたといふ伝説もあり往古より河内側の水を大和側へ流下させていたと考えられます。当時さしたる水争いもありませんでした。河内側の開発が進み人口が増加して水の需要が増えてくるに従い、峠の水が人工的に大和側に落されている事実

は河内の農民には堪えられないことであります。また万治ケ滝(葛城山側標高五五〇米)の両地点において東側の反対斜面である大和へ不自然にも分水嶺を人工的に掘り割って引水せられて名前通り(大和)水越川を成り立っています。この人為的掘割がなく、水流が自然のままに流下していたならば(河内)水越川、東条川は水量を増加することは疑う余地がありません。

大和側にとって金剛山系の斜面が急で谷が浅く、自然の垂れ水も少ないため、この水流が唯一の貴重な用水であって大和吐田郷八ヶ村(現御所市)の一三〇町歩の耕地にとっては、この水は正に生命線であくまでもこれを確保しなければなりません。そこで古くよりこの水が注目され、本村の建

なから水神社と共に大和関屋に古くから水分神社が祀られ、また、越口および万治ケ滝

水越として、まさに未曾有の大事件であり、現場は刻々に人数を加えての対峙、かくて七日の水はともかく大和側へ取り戻して行へ訴することになり、国境論山論は水論へと発展することになったのであります。

年改まって元禄一四年五月に入って突如峠の風雲はあわただしくなっていました。水越としては、まさに未曾有の大事件であり、現場は刻々に人数を加えての対峙、かくて七日の水はともかく大和側へ取り戻して行へ訴することになり、国境論山論は水論へと発展することになったのであります。

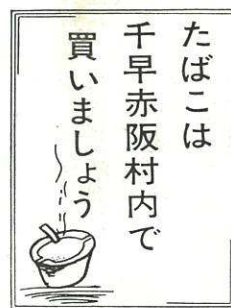
水越附近見取図



五月六日の朝、河内の農民が一挙に両水を切り落しました。一六〇年前に確になったという故事も聞き伝えで知っている筈でありましたが、水のために命を捨てるという農民の意気込みは、まことに恐ろしいものであります。

早鐘は打たれ吐田側は続々と峠をさして駆け集ってまいりました。この事件も漸く落着くことになったのであります。この裁許の国境は、自然の分水嶺を国境と主張する河内側の言い分が通らず結局、河内側の敗訴となり越口においては河内斜面の水が分水嶺を切り割って大和側へ切り落され万治ケ滝にあつては河内斜面の水まで大和側へ引き取られるという自然の地形を全く無視した不合理な裁許となり、水越峠南北の両水は、永遠に東に向って流れ落ちることになって現在にまで及んでいますのであります。

命を野村豊氏編著「水利史料の研究」および「御所市史」によりご教示をうけました。ここに深謝いたします。ともに詳細につきましては両書をご参照ください。



たばこ消費税として村の収入になります



交通事故をなくしましょう

安全な運転の励行を
正しい横断の励行を